

暮らしの
ちえづくり

インターネットショッピング

パソコンやスマートフォンの普及により、いつでもどこでもインターネットショッピングが気軽に利用できるようになりました。その一方で、「注文したものと全く違う商品が届いた」、「代金を振り込んだのに、商品が届かない」といった相談が増えています。

その中には、サイトが日本語で表記されているため日本の事業者だと思い、安価なブランド商品販売サイトで注文したところ、海外から偽ブランド商品が届いたというものもあります。不自然な日本語表記がされているときには注意が必要です。

インターネットショッピングは通信販売に当たり、「特定商取引に関する法律」により、画面上に販売業者の氏名、所在地及び電話番号を表示することが義務付けられています。

また、返品に関する規定や商品に問題があった場合の取扱方法などについても表示が必要です。表示がない場合は、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間は、契約を解除できます。この場合、商品返品の送料は購入者の負担となります。

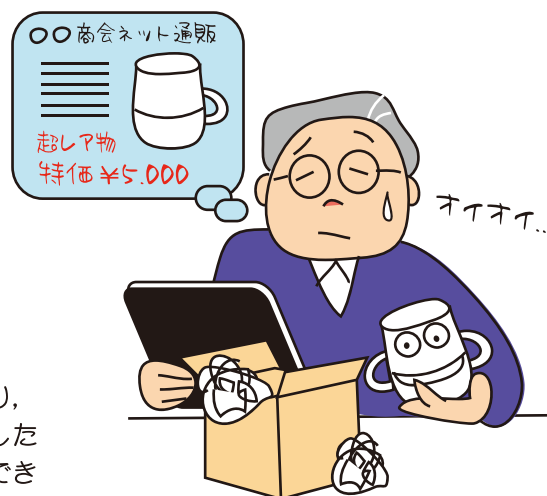
訪問販売等と異なり、通信販売には、クーリング・オフ制度※が適用されませんので、注意しましょう。

いざというときの販売業者の連絡先や、イメージが違うなどといった自己都合による返品可否など、返品条件について確認したうえで注文するかどうかを決めることで、購入後にトラブルに巻き込まれる可能性を減らすことができます。

前払いで振込みをしなければならないサイトはできるだけ避け、信用できる販売業者かどうかを慎重に判断しましょう。

※クーリング・オフ制度

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約をしたり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約をしたりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。



「商品を注文したが届かない、注文した商品と違う商品だったので販売業者に連絡したが、対応してもらえない」などのトラブルに巻き込まれたときは、**京都市消費生活総合センター（電話 2 5 6 - 0 8 0 0）**にご相談ください。

また、海外事業者と取引した日本の消費者を対象に、消費者の相談窓口として消費者庁越境消費者センター（C C J）が開設されていますので、万一、海外事業者とトラブルが生じたときは、こちらにご相談ください。

消費者庁越境消費者センター（C C J）： <http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>